

国内裁判における生物多様性条約の 直接適用についての進歩

自然保護に関する裁判において、国内法令に加えて、生物多様性条約をはじめとする環境条約が原告によって援用されてきている。そのいずれにおいても、環境条約の義務は、具体的ではなく、政策的責務にすぎないとされ、その直接適用は認められてこなかった。そこに、2013年9月、北見道路裁判において新しい判断が札幌地裁によって示された。

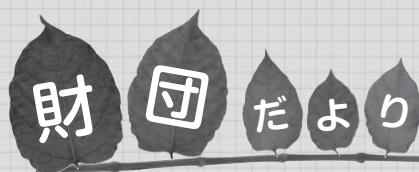
北見道路裁判においても、原告側は、生物多様性条約の第8条は行政機関に対して明確な義務を設定しており、保全措置をとらないだけでなく、生物多様性条約の目的または趣旨に反する行為をとることは、条約違反であり、裁量権の逸脱にあたると論じ、また、生物多様性の破壊が生じていると主張した。他方、被告側は、義務内容が具体的でないため生物多様性条約の直接適用は否定されること、生物多様性の破壊は生じていないことなどを主張した。

その判決は、これまでと同様に、生物多様性条約8条は、ただちに一定の具体的な行為を義務づけているものではないとした。一方で、生物多様性基本法、環境基本法、環境影響評価法、種の保存法などの関連する国内法令の解釈指針としては、生物多様性条約が機能することを認めた。

具体的には、行政機関が、希少生物の生息地を何らかの保全措置もとらずに破壊するというような、生物多様性条約8条の趣旨を著しく没却するような行為をした場合には、裁量権の範囲の逸脱にあたり、違法とされる可能性もあると述べた。

ただし、本件がそのような状況に当たるかどうか審査した上で、結論としては、条約違反には当たらないという判断であった。

国内裁判における条約の直接適用については、人権分野または経済分野が先行しており、環境分野は遅れていた。本判決は、国内法の解釈指針としての条約の機能、および、条約の趣旨に著しく反する行為の違法性という側面において、環境分野での遅れを少し取り戻したといえよう。



シンポジウム「CSRを善行から本業にする方法 — 企業間連携で社会的課題を解決する」開催報告

当フォーラムは、「エコプロダクツ 2013」の開催にあわせ、「CSRを善行から本業にする方法—企業間連携で社会的課題を解決する」と題したシンポジウムを12月13日に開催し、企業のCSR（企業の社会的責任）や環境等の担当者50人が参加しました。

現在、CSR活動は多様化していますが、企業が単独で取り組む予算消費型のCSRや、「善行」として行われる活動では、予算や対象、継続性に限界があります。そこで、本シンポジウムでは、複数の企業間で連携を図ることで、本業においてCSR活動を実施し、社会的問題解決につなげることができるのではないかと、その可能性を探りました。

まず、基調講演として、アミタホールディングス株式会社の藤原仁志常務取締役から、経営が求める、本業につながるCSRの取り組みとはどういうものか、具体例として、日本とスウェーデンの企業の取り組みが紹介されました。また、象印マホービン株式会社広報部の安藤な緒氏より、2006年より取り組む「マイボトルキャンペーン」について報告がありました。また、複数の企業やNPO／NGO、自治体などさまざまな主体が連携して成り立つリユース食器の取り組みを当フォーラムの天野路子が報告しました。

また、本シンポジウムの運営に関わった関西の中小企業5社が連携し、それぞれの技術や企画力を生かして、洗剤を使わずにリユースカップ等を還元水、酸性水で洗浄し、簡易乾燥まで行う洗浄機（写真）を開発。エコプロダクツ2013で展示されました。今後、使い捨て容器を使っている場所に売り込むそうです。

